

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（奈良県立奈良高等学校の位置の特例）

2 奈良県立奈良高等学校は、第三条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。